

福岡医発第369号(保)
平成15年 5月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、一部負担金割合の改正の内容は下記のとおりです。

記

組 合 名	一部負担割合の改正内容
1. 全国土木建築国民健康保険組合 2. 東京都医師国民健康保険組合 3. 全国左官タイル塗装業国民健康保険組合 4. 東京建設職能国民健康保険組合 5. 全国板金業国民健康保険組合 6. 全国建設工事業国民健康保険組合 (すべて平成15年4月1日施行)	(改正前) 組合員 10分の2 ↓ (改正後) 組合員 <u>10分の3</u>
7. 愛媛県医師国民健康保険組合 (平成15年4月1日施行) 8. 愛媛県歯科医師国民健康保険組合 (平成15年4月1日施行) 9. 北海道歯科医師国民健康保険組合 (平成15年4月1日施行) 10. 北海道医師国民健康保険組合 (平成15年10月1日施行) 11. 長崎県医師国民健康保険組合 (平成15年4月1日施行) 12. 香川県建設国民健康保険組合 (平成15年4月1日施行)	(改正前) 組合員 10分の1 ↓ (改正後) 組合員 <u>10分の2</u>
13. 香川県医師国民健康保険組合 (平成14年10月1日施行)	(改正前) 組合員 10分の2 ↓ (改正後) 70歳以上高齢者 <u>10分の1</u> (※一定以上所得者は10分の2) その他組合員 <u>10分の2</u>



15国援第503号の2

平成15年5月2日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせします。

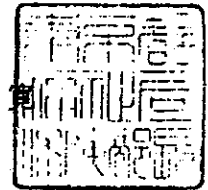




15 福保国第 51 号
平成15年4月16日

各道府県国民健康保険主管部（課）長殿

東京都福祉局保険部長
野 村



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

下記のとおり、東京都内6組合の組合員等の一部負担割合が平成15年4月1日より改正となりましたので、関係機関へお知らせいただきますようお願い申し上げます。

記

	組 合 名	区 分	旧 → 新
1	全国土木建築国民健康保険組合	組合員	10分の2→10分の3
2	東京都医師国民健康保険組合	組合員	10分の2→10分の3
3	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	組合員	10分の2→10分の3
4	東京建設職能国民健康保険組合	組合員	10分の2→10分の3
5	全国板金業国民健康保険組合	組合員	10分の2→10分の3
6	全国建設工事業国民健康保険組合	組合員	10分の2→10分の3



15 長（国）第 10056 号

平成 15 年 4 月 15 日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 殿

愛媛県保健福祉部長

（公印省略）

国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第 27 条の第 2 項の規定に基づき愛媛県医師国民健康保険組合及び愛媛県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合等の規約改正について、別添指令書（写）のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮をお願いします。

保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課国民健康保険室

担当：高 見

089-912-1000（内 3728）

愛媛県指令高福第768号

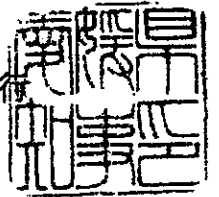


松山市三番町4丁目5番地3
愛媛県医師国民健康保険組合

平成15年3月19日付け媛医保発第28号で申請のあった愛媛県医師国民健康保険組合規約の一部改正については、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守衛



県医師国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

現	行	改正
第 3 章 保険給付 第 5 章 保険料	第 3 章 保険給付 第 5 章 保険料	第 3 章 保険給付 第 5 章 保険料
(一部負担金) 第 10 条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者「(老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)」は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 組合員である被保険者の場合 10分の1 組合員以外の被保険者の場合 10分の2 (次号及び第 4 号に該当する場合を除く。) 但し、入院については 10分の1 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者 (70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号) 第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。) について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10分の2	(一部負担金) 第 10 条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者「(老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)」は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 次号から第 4 号までに掲げる場合以外の場合 10分の2 2 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 3 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 4 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者 (70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号) 第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。) について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10分の2	(保険料の賦課額) 第 18 条 4 組合員又は組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるときは、一人につき 2,100 円とする。 (施行期日等) 1 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

愛媛県指令高福第802号

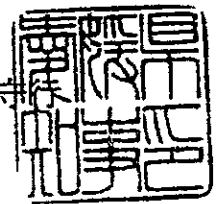


松山市柳井町2丁目6-2
愛媛県歯科医師国民健康保険組合

平成15年3月24日付け媛歯国発第75号で申請のあった愛媛県歯科医師国民健康保険組合同約の一部改正については、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可する。

平成15年3月27日

愛媛県知事 加戸守



国民健康保険組合規約の一部改正について

愛媛県歯科医師国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

旧 条 文

第3章 保険給付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者
(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 1 第1種組合員の場合 10分の1
- 2 第2種組合員の場合 10分の1
- 3 第1種組合員、第2種組合員の世帯に属する被保険者の場合
10分の2 (次号及び第5号に該当する場合を除く。)
- 4 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1
- 5 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者
(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

新 条 文

第3章 保険給付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者
(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 1 第1種組合員の場合 10分の2
(第4号及び第5号に該当する場合を除く。)
- 2 第2種組合員の場合 10分の2
(第4号及び第5号に該当する場合を除く。)

6 看護・移送につきその療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、前第1号から第5号の割合とする。

第10条の2 第10条の給付を受ける者（6歳未満の者又は同条第4号若しくは第5号に掲げる場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第10条の一部負担金のほか法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

第11条 組合員である被保険者が自己及びその世帯に属する被保険者の療養の給付を行ったときは、第10条の割合及び第10条の2のとおりとする。

第5章 保険料
(所得割額)

第17条の3 保険料率は次のとおりとする。

医療給付費分保険料

1 所得割 1000分の6

但し、限度額は年額35万円とする。

削 除

第11条 組合員である被保険者が自己及びその世帯に属する被保険者の療養の給付を行ったときは、第10条の割合のとおりとする。

第5章 保険料
(所得割額)

第17条の3 保険料率は次のとおりとする。

医療給付費分保険料

1 所得割 1000分の5

但し、限度額は年額35万円とする。

附則

(施行日)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。



国 保 第 19 号
平成15年 4 月 4 日

各都府県国民健康保険主管課長 様

北海道保健福祉部国民健康保険課長
(公印省略)

国民健康保険組合の一部負担割合の改正について (通知)

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定により、申請のとおり認可したので通知します。

なお、改正内容は次のとおりです。

記

	区 分	現 行	改 正 後	施 行 年 月 日
北海道歯科医師国民健康保険組合	組 合 員	10分の1	10分の2	平成15年4月1日
北海道医師国民健康保険組合	組 合 員	10分の1	10分の2	平成15年10月1日
	家族・従業員の入院	10分の1	10分の2	

連絡先：指導係
TEL 011-231-4111
内線 25-165
FAX 011-232-1037



14国保第149号
平成15年3月31日

都道府県国民健康保険主管課長 様

長崎県福祉保健部
国民健康保険室長
(公印省略)

長崎県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、長崎県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき別紙により認可しましたので通知します。
なお、改正内容は下記のとおりですので関係機関への周知につきましてはご配慮をお願いします。

記

1 改正内容
一部負担金の改正内容

改 正 後	改 正 前
(一部負担金) 第11条 保健医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>次号又は第3号に掲げる者以外の被保険者「(老人保健法の規定による医療をうけることができる者を除く。)」の場合 10分の2</u> 2. <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> 10分の1 3. <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の二第一項に規定する者に限る。)</u> について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき 10分の2	(一部負担金) 第11条 保健医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>組合員である被保険者「(老人保健法の規定による医療をうけることができる者を除く。)」の場合 10分の1</u> 2. <u>組合員でない被保険者「(老人保健法の規定による医療をうけることができる者を除く。)」の場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> 10分の2 3. <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> 10分の1 4. <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の二第一項に規定する者に限る。)</u> について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき 10分の2

2 施行年月日
平成15年4月1日



長崎県指令 14 国保第 149 号

長崎県医師国民健康保険組合理事長

平成 15 年 3 月 26 日付け崎医国第 104 号で申請があった下記事項については、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

記

(1) 規約の変更

平成 15 年 3 月 31 日

長崎県知事 金子原二郎





14 医国第 22343- 7 号

平成 15 年 3 月 31 日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 殿

香川県健康福祉部医務国保課長



香川県医師国民健康保険組合及び香川県建設国民健康保険組合の
一部負担金割合の改正について（通知）

香川県医師国民健康保険組合及び香川県建設国民健康保険組合から、一部負担金割合の改正を含む規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき、申請のとおり認可したので、お知らせします。

また、関係機関への周知につきましてよろしくお願いします。

記

1. 香川県医師国民健康保険組合

【所在地】 香川県高松市番町 5 丁目 4 番 15 号

【規約における一部負担金割合に関する規定の改正内容】

（改正前）

区 分		一部負担金の割合
組合員		2/10

（改正後）

区 分			一部負担金の割合
組合員	70 歳以上の高齢者	一定以上所得	2/10
		一般	1/10
	その他		2/10

【適用年月日】平成 14 年 10 月 1 日

2. 香川県建設国民健康保険組合

【所在地】 香川県高松市鹿角町 151 番地 4

【規約における一部負担金割合に関する規定の改正内容】

(改正前)

区 分			一部負担金の割合
組合員	70 歳以上の高齢者	一定以上所得	2 / 10
		一般	1 / 10
	その他		<u>1 / 10</u>
組合員の世帯 に属する者	70 歳以上の高齢者	一定以上所得	2 / 10
		一般	1 / 10
	3 歳未満乳幼児		2 / 10
	その他		3 / 10

(改正後)

区 分			一部負担金の割合
組合員	70 歳以上の高齢者	一定以上所得	2 / 10
		一般	1 / 10
	その他		<u>2 / 10</u>
組合員の世帯 に属する者	70 歳以上の高齢者	一定以上所得	2 / 10
		一般	1 / 10
	3 歳未満乳幼児		2 / 10
	その他		3 / 10

【適用年月日】 平成 15 年 4 月 1 日